

人身取引に関する国際条約と我が国の法制の現状（総論）

中川 かおり

人を、性産業で使役したり、過酷な労働に従事させる目的で売買する「人身取引(trafficking in persons)^(注1)」は、現在、国際社会のきわめて重要な問題のひとつとされている^(注2)。この背景には、グローバリズムの進展の中で、あらゆる国がこの問題と無関係ではありえなくなっているという実情がある。しかしながら、犯罪組織による巧妙な隠匿もあり、人身取引の被害者の正確な規模は確定されていない。最近の米国政府の推定によれば、世界で国境を越えて取り引きされる人の数は毎年おおよそ80万人から90万人にのぼるとされている^(注3)。

人身取引の加害者は、多くの場合、貧しい地域で職につけないでいる人々を取引のターゲットとし、彼らにより豊かな地域での雇用の機会を約束する。そのため、取引は通常、貧しい地域から豊かな地域に向けて行われることとなる。こうしてより豊かな地域に連れてこられた人々が、約束に反して、奴隷のように扱われ、売春、家事労働、強制労働等に従事させられるのが人身取引の典型的な例である。

人身取引は、人が対象となることから莫大な利益をあげられること、取引の国際的性格から取り締まりが難しく、検挙の可能性が非常に低いこと等から、いまや麻薬・武器取引と並ぶ額の取引が行われているとされる。そのため、法執行の観点から各国の関心が寄せられている。また、人身取引業者が人の移動に介入することで、主権国家による出入国管理が損なわれてしまうことから、出入国管理の観点からの各国の関心も高い。もっとも、こうした特徴は移民を不法入国させること（smuggling of migrants）と共通する。人身取引を、移民を不法入国させ

ることと区別する特徴は、被害者の人権侵害の存在にある。

ここでは、各論における各国・地域の法制度の紹介の前提として、国際条約による取組み（第1章）と我が国の法制の現状（第2章）について概観する。

1 国際条約による取組み^{(注4)(注5)}

以下に、これまでに人身取引の根絶を目的として制定されてきた主な国際条約を掲げる。人身売買は有史以来存在するといっても過言ではなく、その根絶のための国際条約による取組みも20世紀初頭から存在する^(注6)。この問題に対して焦点の当てられる部分はそのときどきで異なるが、近年は主に国際的な組織犯罪対策の一環として議論されている。その成果が(1)に掲げる人身取引補足議定書である。これは、人身取引を明確に定義し、この問題への包括的な対策を定める最初の条約であるとされており^(注7)、現在の国際的な議論の到達点を示すものである。そこで、これについては若干詳しく紹介することとする。

(1) 初期の条約

女性の人身取引に関する最初の国際条約は、1904年に採択された「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」^(注8)（日本締結）である。経済状況の悪化の中で、ヨーロッパにおいて女性が売春婦として売却されることを防止することを目的として制定された。条約は、被害者を保護することを定めていたが、取り引きした者を処罰することは定めていなかった。

このアプローチは効果がないことが判明したので、1910年に「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣

買禁止二關スル國際條約^(注9) (日本1925年締結) が制定されることとなった。この条約のもとで、13の締約国は取引に従事した者を処罰することに合意した。

さらに、1921年の「婦人及児童ノ賣買禁止二關スル國際條約」^(注10) (日本1925年締結) は、1) 女性及び児童を取り引きした者を訴追すること、2) 雇主の営業を許可し、監督すること、3) 移住する女性及び児童を保護すること、の3つを柱とするものである。

その後、1933年に採択された「成年婦女子の売買の禁止に関する國際條約」^(注11) (日本未批准) は、成人女性の人身取引を行った者を処罰し、被害者の同意があることは人身取引犯罪の成立を阻害しないとするものであった。

(2) 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する條約^(注12) (1949年採択、1951年発効、日本1958年締結)

1949年になって、国際連合は、これまでに締結された上記の4つの条約を統合し、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」として翌年に署名のために公表した。

この条約は、売春の目的で他人を斡旋したり、誘引したりすることを、その者の同意の有無にかかわらず処罰し、また、他人の売春からの搾取を、その同意にかかわらず処罰するとしていた。さらに、売春宿を完全に廃止すること及び売春宿を維持し、管理し又は資金を提供する者を処罰することを目指していた。

しかし、この条約は、被害女性が加害者に対する訴訟手続に参加することができるとしていたものの、その権利が与えられるのは、締約国の国内法で許容されている場合に限るとするなど、国内法の自律性を大幅に認めており、効力は限定的であった。

また、この条約は、締約国に対して、その国の法律、規則その他の措置の状況について、毎年国連事務総長に対して報告書を提出すること

を要求していたが、その報告書について、締約国に質問や勧告を行い、また、違反の申立てを受ける独立した機関は設けられていなかった。こうした点を是正するために、1974年以降は、国連経済社会理事会が、その下にある差別防止と少数者の保護に関する小委員会に締約国から報告書を提出させることとした。

(3) 1926年奴隷條約^(注13) (1926年採択、1927年発効、日本未批准)

この条約は、奴隷制を「所有権に付属する一部又は全部の権限が、人に対して行使される場合のその人の状態又は状況」と定義している。売春を目的として取り引きされる被害者はこの定義にあてはまる。この条約のもとで、締約国は「奴隷貿易を防止し、抑止」し、「すべての形態における奴隷制の完全な廃止」をもたらさなければならない。

しかし、この条約の実施のメカニズムは、1949年条約と同様の弱さを持っていた。報告義務は非常に一般的で、条約の規定の実施を監視する団体は条約により設立されなかった。1949年条約と同様、1974年以降は、経済社会理事会が、差別防止と少数者の保護に関する小委員会に締約国から報告書を提出させることとした。

この条約は、「1926年の奴隷條約を改正する議定書」により改正され、「1926年の奴隷條約の改正條約」^(注14) (1953年採択、1955年発効、日本未批准) という形でも存在している。締約国となる方法には、(1)改正條約の締結、又は、(2)1926年奴隷條約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

(4) 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足條約^(注15) (1956年採択、1957年発効、日本未批准)

1956年になって国連は、1926年奴隷條約を補足する條約を採択した。この補足條約は、女性を売却すること、児童を搾取の状態におくこと及び債務拘束行為について、締約国が国内法に

より刑事罰を科することを要求していた。

この条約の定める締約国の報告義務は1926年条約とほぼ同様で、締約国は、単に国連事務総長に対して法律、規則その他の措置についての現況の写しを送付すればよかった。もっとも、上記2条約と同様、1974年以降は、経済社会理事会により、締約国に、差別防止と少数者の保護に関する小委員会に対する報告書提出義務が課されることとなった。

(5) ILO 条約

売春目的の人身取引に適用される ILO 条約としては、1930年に締結された「強制労働ニ関スル条約（第29号）」^(注16)（1932年発効、日本1932年締結）と1957年の「強制労働の廃止に関する条約（第105号）」^(注17)（1959年発効、日本未批准）があげられる。どちらの条約においても、締約国は強制労働の慣行を根絶し、処罰しなければならない。「強制労働」はどちらの条約においても「処罰の脅迫のもとで他人から引き出されるすべての労働又は役務であり、その者が自発的に提供するのではないもの」と定義されている。この定義は人身取引の被害者にあてはまる。さらに、ILO の条約勧告適用専門家委員会は、売春目的の児童の利用を「最悪の形態の強制労働」と呼び、児童の人身取引に焦点を当てて取り組んでいる。その結果、1999年には「最悪の形態の児童労働条約（第182号）」^(注18)（2000年発効、日本2001年締結）が採択された。

ILO 条約の執行を主に担うのは、条約勧告適用専門家委員会である。この委員会は、国の報告書、関連する法律、刊行物並びに雇主及び労働者の組織により提出されたコメントに含まれる情報等を審査する。委員会は、政府報告に対する「所見」を出し、条約の規定によりよく従うためにはどうしたらよいかを政府に対して勧告し、その政府に回答を「直截的に要求」することができる。委員会は、政府と直接のコンタクトをとることもできる。締約国、雇主、労働

者は、ある国が批准した条約に従っていないという異議申立てを提出することもできる。

(6) 市民的及び政治的権利に関する国際規約^(注19) （1966年採択、1976年発効、日本1979年締結）

この規約に基づいて締約国は、売春の目的による人身取引から人々を保護する義務がある。規約の第8条第1項は、「何人も、奴隷の状態に置かれてはならない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は禁止する」と定めている。また、第2条は、規約において「認められる権利を領域内にあるすべての個人に対し、尊重し、及び確保することを約束する」としている。このため、領域内で奴隷取引を放置する国はこの規約に違反していることになる。

この規約の監督機関は、人権委員会である。これは、締約国が規約の規定に従っているかを監視する委員会である。この委員会は、締約国が第40条に基づき提出を要求されている報告書を検討し、それに対する意見を表明する。

(7) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約^(注20) （1979年採択、1981年発効、日本1985年締結）

この条約の第6条は、締約国が「あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる」としている。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と同様、この条約は私人の行為にも及ぶ。締約国が、国又は私人による人身取引を根絶するために不適当な措置をとったり、全く何の措置もとらない場合には、この条約の違反となる。

この条約は、女性差別撤廃委員会の設置を定めている。第6条は何が適当な措置かについては述べていないが、第2条が締約国のとるべき手順についての一般的な枠組みを定めている。

第18条は、条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進捗に関する定期的な報告

を義務付けている。締約国は、その国について条約が効力を生ずる時から一年以内に第一回目の報告書を提出し、それ以降は少なくとも四年毎に報告書を提出しなければならない。

(8) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約^(注21) (1966年採択、1976年発効、日本1979年締結)

この規約には、売春目的の人身取引について直接に扱った規定はないが、女性の暮らしにおいて重要な多くの権利を含む。女性及び女兒が規約の特定の権利を剥奪されると、人身取引の被害を受けやすくなるといえる。規約は、それが定める権利の即座の実施ではなく、予算に基づく「漸進的」な取り組みを求めているが、同時に、第2条第2項は、その予算が人種、皮膚の色、性等による差別なしに割り当てられることを要求している。

経済的、社会的及び文化的権利委員会は、条約の採択から数年後に実施を監視するために経済社会理事会により設置された。委員会は締約国の報告書を検討し、個々の国について意見を発し、年次報告書を発行している。

(9) 児童の権利に関する条約^(注22) (1989年採択、1990年発効、日本1994年締結)

この条約の第32条は、「児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める」としている。第34条は、児童をあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護するための措置をとらなければならないと定めている。第35条では、児童を誘拐、売買又は取引から保護するための措置をとること、第36条では、児童の福祉を害するすべての形態の搾取から児童を保護することを定めている。

この条約の監督機関は児童の権利委員会である。この委員会は、締約国の条約上の義務の履

行状況を審査する。締約国は、その国について条約が効力を生ずる時から二年以内に第一回目、それ以降は五年毎に、行った措置及び進捗に関する報告を提出する。

この条約については、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」^(注23) (2000年採択、2002年発効、日本2002年署名)と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」^(注24) (2000年採択、2002年発効、日本2002年署名)が定められた。

(10) すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約^(注25) (1990年採択、2003年発効、日本未批准)

この条約は、すべての外国人労働者とその家族を対象とするもので、重要な人権は不法滞在者や違法就労者にも保障されることを明らかにするものである。この条約の第11条は、いかなる移住労働者及びその家族構成員も、奴隷状態に置かれたり、強制労働に従事させられたりすることはないと定めている。また、第68条は、締約国に対して、適切な手段により、外国人労働者の搾取を根絶する義務を課している。

この条約は、外国人労働者の権利保護委員会を設置し、締約国は、その国について条約が効力を生ずる時から一年以内に第一回目、それ以降は五年毎に報告書を提出する。

(11) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書^(注26) (2000年採択、2003年発効、日本2002年署名)

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約^(注27)の3つの補足議定書の一つである人身取引補足議定書の目的は、1)人身取引(特に女性及び児童の取引)を防止し、及びこれと戦うこと、2)人身取引の被害者の人権を尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること、3)この目的のために締約国間の協力を促進すること(第

2条)である。議定書の適用は、「組織犯罪集団が関与する国際的な」人身取引に限定される(第4条)。主権国家は、人身取引及び関連する行為を犯罪とするために必要な立法その他の措置をとることを要求される(第5条)。

議定書において、「「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受することをいう。搾取には少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器摘出を含める。」と定義されている(第3条a項)。ただし、児童の場合にはa項に規定する手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる(第3条c項)。

児童について、特に目的に「最悪の形態の児童労働」を含めるという提案は入れられなかった。議定書の保護の適用については、主権国家は、児童の特別な要求を考慮しなければならない。これには、適当な住居、教育及び養護が含まれる(第6条第4項)。

人身取引の被害者の保護に関しては、条約は締約国に義務を課する規定をほとんど含んでいない。締約国は、「適当な場合には、かつ、国内法において可能な範囲内で」人身取引の被害者に対する支援及び保護を行う。人身取引の被害者のプライバシーを保護すること(第6条第1項)、加害者に対する刑事手続において被害者の意見及び関心を表明することを可能にするための援助に関連する訴訟上及び行政上の手続に関する情報を被害者に提供する措置を確保すること(第6条第2項)、領域内における人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のた

めに必要な措置をとることを考慮すること(第6条第3項)、領域内における人身取引の被害者の身体の安全を確保するよう努めること(第6条第5項)、被害者が損害の賠償を受ける可能性を提供する措置を自国の法制に含めることを確保すること(第6条第6項)等の定めがある。

締約国は、「適当な場合には」(第7条第1項)人道的な及び情状上の要素に「適当な考慮」を払うことで(第7条第2項)、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。

締約国は、人身取引の被害者であって自国民である者又は受入締約国の領域に入った時点で自国の永住権を有していた者の送還を、不当又は不合理に遅滞することなく、「当該者の安全に妥当な考慮を払い」つつ、容易にし及び受け入れなければならない(第8条第1項)。送還を促進するために、締約国は、国籍の特定及び旅券の正当性の決定について相互に通信しなければならない(第8条第3項、第8条第4項)。

締約国は、人身取引の加害者又は被害者を特定することを目的とする情報交換を通じて協力することや加害者が用いた手段及び手口についての情報交換を通じて協力することを一般的に義務付けられた(第10条第1項)。人身取引を防止し、加害者を訴追し、被害者の権利を保護することを目的として、法執行、出入国管理その他の関係職員を訓練し、又はこの訓練を強化する(第10条第2項)。

締約国は、人身取引を防止し、探知するために必要な境界管理を可能な範囲内で強化する(第11条第1項)。また、人身取引の過程で商業運送業者によって用いられる輸送手段が利用されることのないよう、またそれが処罰されるよう、立法その他の適切な措置が講ぜられなければならない(第11条第2項、第3項、第4項)。締約国により、又は、彼らを代理して発行され

た旅行証明書又は身分証明書の完全性及び安全を確保し、その詐欺的利用を予防するために必要な措置をとらなければならない（第12条）。

締約国は、人身取引を防止し、被害者が再び被害者とならないようにするための政策、計画その他の措置を定めることを要求される（第9条第1項）。締約国は、人身取引を防止するための情報提供や社会的及び経済的な自発的活動の措置をとるよう努める（第9条第2項）。この条の規定に従って定める政策、計画その他の措置は、非政府組織その他の関連団体及び市民社会の他の要素との協力を含む（第9条第3項）。

2 我が国の法制の現状

日本は、国内法の不備やその運用の欠如のために、人身取引の「商品」とされた女性たちの搾取を黙認する結果となっているとして、国際的な非難を浴びている。特に東南アジアから売春目的で取り引きされてくる女性が多いといわれる。

ここでは、我が国の法制に対する批判および提言を行うものとして、(1) 人権保護団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）による2000年の報告書^(注28)、(2) 米国国務省が2000年人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000）（以下、「TVPA」という）第110条に基づいて毎年6月に報告する人身取引報告書の二つを紹介する。^(注29)^(注30)^(注31)

(1) ヒューマン・ライツ・ウォッチによる批判及び提言

報告書によれば、人身取引に関係する法律としては、刑法、売春防止法、風俗営業法、労働基準法、職業安定法及び入国管理法などがあげられる。これらの法律について、報告書は多くの改善を求めている。

第一に、刑法では、人身取引に適用できる規定として、第220条（逮捕及び監禁）、第222条（脅迫）、第225条（営利目的等略取及び誘拐）、第226

条（国外移送目的略取等）、第227条（被略取者収受等）等があげられる。

このうち、第226条は日本から国外に移送する目的の略取を犯罪とする。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、これに加えて、国外で略取した人間を日本国内に連れてくる行為類型をも、処罰の対象とすべきであると提言している。

第二に、売春防止法と風俗営業法では、人身取引に適用できる規定として、売春防止法第7条（困惑等による売春）、風俗営業法第31条の2（営業等の届出）、第31条の3（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）及び第18条の2（接客従業者に対する拘束的行為の規制）がある。

しかし、これらの法律に基づく罰則は3年以下の懲役又は10万円以下の罰金であり、労働基準法や職業安定法上の強制労働に対する処罰規定と比較すると、いずれも軽いものである。そこで報告書は、売春の強制に対する罰則を強化すべきであると主張する。また、風俗営業法第18条の2についても、罰則を強化するべきであると指摘している。

第三に、労働基準法では、人身取引に適用できる規定として、第5条（強制労働の禁止）、第5条の罰則として、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金を定める第117条、第24条（賃金の支払）、第17条（前借金相殺の禁止）、第75条（療養補償）、第76条（休業補償）、第77条（障害補償）がある。職業安定法には、暴行・脅迫等による、又は公衆衛生上有害な業務につかせる目的での労働者の募集・供給を禁止し、違反者に1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円未満の罰金を科する第63条がある。また、労働者派遣法には、公衆衛生上有害な業務に就かせる目的での労働者の派遣を禁止し、違反者に1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金を科する第58条がある。

だが、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、こ

これらの規定に加えて、パスポート、査証その他の身分証明書を取り上げることを禁止し、処罰する規定を設けるべきであるとしている。^(注32)

第四に、入国管理法については、外国人に不法就労活動をさせる者に対して3年以下の懲役又は200万円以下の罰金を科する第73条の2がある。しかし、同法の最大の問題は、人身取引による被害者を被害者としてではなく、入国管理法違反の不法滞在者として扱っている点にある。これについて報告書は、以下のような批判と提言を行っている。

(i) 現在、加害者は処罰されるとしても、せいぜい不法滞在者を使役したことを問われる程度であるのに対し、被害者は入国管理法違反でほぼ確実に強制送還される。また、1999年の入国管理法改正で、不法入国した者についてこれまでの3年の公訴時効期間を撤廃し、3年経過後も懲役・罰金の対象とされ、及び不法滞在とされた者の再入国禁止期間が1年から5年に延長され、不法滞在者の処罰は強化される傾向にある。しかし、被害者であることが判明した場合には、入国管理法違反により訴追されないようにすべきである。

(ii) 現在、往々にして被害者は、加害者の訴追が行われる以前に送還されている。しかし、加害者の訴追に判断が下されるまでの間、被害者に一時滞在のための査証を発給し、その間働けるようにすべきである。また、被害者が加害者の訴追に協力する場合には、被害者にプライバシーや適時の母国への帰国等を保障すべきである。

(iii) 現在、不法滞在者には、法律扶助協会の支援が提供されず、政府が予算を支出するシェルターには入れず、国民健康保険の対象とされていない。さらに、1990年以降は生活保護法の対象からも外されてしまった。しかし、不法滞在者に対しても人身取

引の被害者である場合には、政府の提供するシェルターや医療の利用を保障するべきである。

(iv) 現在、国や地方公共団体の職員等には入国管理法第62条により、不法滞在者を発見した場合の通知義務が課されている。しかし、医者等については、入国管理局への通報義務を除外し、不法滞在者であっても強制送還されるおそれなしに医療を受けられるようにすべきである。

(v) 収容所内での被収容者の人権を保障すべきである。

第五に、児童の取引については、児童ポルノ・買春防止法で対策をとることができると評価されている。これは、加害者を処罰するほか、犯罪が国外で犯された場合も処罰の対象とする法律である。

このほか、日本は次に掲げる未加入の条約に加入すべきであると指摘されている。すなわち、「1926年奴隷条約」(1926年採択、1927年発効)、「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約」(1956年採択、1957年発効)、「強制労働の廃止に関する条約 (ILO 条約第105号)」、「すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」(1990年採択、2003年発効)である。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、こうした法律の不備を多々指摘しつつ、最も大きな問題として、政府に人身取引に特化した政策がなく、警察官や入国管理官が売春に従事する外国人女性に対する威圧や虐待に無関心であることを挙げています。

(2) 米国国務省による提言

次に、米国国務省が TVPA 第110条に基づいて毎年6月に公表する人身取引報告書における日本の評価をみたい。

同報告書は、被害者の数が100人以上に達すると見積られる人身取引の出身国、通過国又は

目的地国であって、国務省が十分な情報を入手できる国を対象とし、最低基準の遵守状況に応じて、各国を「第1層」から「第3層」までの三段階に分類・評価している。「第1層」は「人身取引の根絶に向けた最低基準を十分に遵守している国」、「第2層」は「人身取引の根絶に向けた最低基準の遵守のための有意義な取り組みを行ってはいるが、いまだその最低基準を十分に遵守してはいない国」、「第3層」は「人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しておらず、遵守のための有意義な取り組みも行っていない国」である。「第3層」に分類された国は、2003年から経済制裁等の対象となる(第110条d項)。

そして、同報告書では、日本は三年連続して「第2層」という評価しか与えられていない。ちなみに、今回の特集で取り上げる国のうち、2003年版において第1層に分類されているのは、イギリス、フランス、ドイツ、韓国であり、第2層に分類されているのはカナダ、ロシア、中国、タイ、フィリピンであるが、第3層に分類されている国はない。^(注33)

日本についての総論としては、政府としての統一的な政策がなく、政府機関の間に誰が人身取引の被害者にあたるか等についての共通理解がないことが指摘されている。また、法制度の具体的な改善点としては、児童との性行為を目的とする買春ツアーの問題に対処するためにさらなる法的取り組みを行うべきであることや、人身取引を行う犯罪組織に対する罰則を引き上げるべきであること等があげられている。また、法運用の面では、人身取引の取締りに適用される法規定の執行があまりに少ないこと、外国人に一時的な滞在の身分を付与する法規定が、人身取引の被害者に適用されることがほとんどないこと、人身取引の被害者がしばしば収容施設に収容されるが、こうした待遇が犯罪被害者にふさわしくないこと等をあげている。

以上のように、人権保護団体も、米国政府も、

日本の法制度および法運用に対して、極めて厳しい評価を下しているということができよう。

(注)

- (1) このほかに、trafficking in human beings, human trafficking 等の語が用いられる。定義については、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(外務省仮訳)」第3条a項、米国の「2000年人身取引被害者保護法」第103条第8項・第9項等を参照。
- (2) これを反映して、この問題は国内のマスコミでも大きく取り上げられるようになってきている。たとえば、「借金・暴力・脅して拘束(売られる人々～外国人労働者のいま(上))」朝日新聞2003.11.4、「被害防止へ連携手探り(売られる人々～外国人労働者のいま(下))」朝日新聞2003.11.11、「ILOが人身売買調査－外国人の性産業強制従事」毎日新聞2003.11.25、「ネット経由東京行き」読売新聞2004.2.8など。
- (3) Department of State, "Trafficking in Persons Report", 2003.
- (4) 1は、人身取引に関係する国際条約を、NGOによる利用可能性の観点から分析し、紹介する次の文献に主に依拠する。Stephanie Farrior, "The International Law on Trafficking in Women and Children for Prostitution: Making it Live Up to its Potential", *Harvard Human Rights Journal*, vol.10, 1997, pp.213-255. また、日本の締結している条約に特に焦点を当てた紹介として、米田真澄「第2章人身売買の禁止に関する国連の取り組みと日本の課題」京都YWCA・APT編『人身売買と受入大国ニッポン：その実態と法的課題』明石書店、2001.
- (5) 以下に掲げる国際条約には、原則として採択年、発効年、日本の批准状況を付した。調査及び立法考査局議会官庁資料課「わが国が未批准の国際条約一覧」『外国の立法』第218号、2003.11, pp.173-235参照。
- (6) 20世紀初頭と現在では、(人身取引の結果としての)奴隷制のあり方も大きく変わったと言われる。持

- ち主が所有権を有し、高い価格で購入し、長期にわたって面倒をみる形から、持ち主が所有権を有せず、安価で購入し、短期に働かせる形への移行である。奴隷制のこのような質的变化は、1)主に発展途上国でみられた第二次世界大戦後の人口爆発により、国内でまかないきれない人口が生じたこと、2)内戦や独裁者による資源の独占により、貧富の差が拡大し、多数の貧困層が生じたこと、3)冷戦終結後、個人の自由、人権、政治的正当性といった価値が省みられなくなったこと、4)公務員による取引への荷担、により起きたという。Kevin Bales, “Expendable people: Slavery in the age of globalization”, *Journal of International Affairs*, Vol.53, Iss.2, 2000, pp. 461-485.
- (7) Statement of Mohamed Y. Mattar, A Comparative Analysis of the Anti-Trafficking Legislation in Foreign Countries: Towards a Comprehensive and Effective Legal Response to Combating Trafficking in Persons, House Committee on International Relations, Subcommittee on International Terrorism, Nonproliferation and Human Rights, June 25, 2003.
- (8) International Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic, Paris, 18 May 1904, 1L.N.T.S. 83.
- (9) International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic, Paris, 4 May 1910, III L.N.T.S. 278.
- (10) International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children, Geneva, 30 September 1921, 9 L.N.T.S. 415.
- (11) International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age, Geneva, 11 October 1933, 150 L.N.T.S. 431.
- (12) Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others, Lake Success, New York, 21 March 1950, 96 U.N.T.S. 271.
- (13) Slavery Convention, Geneva, 25 September 1926, 60 L.N.T.S. 253.
- (14) 外務省ホームページ「国連が中心となって作成した人権関係諸条約」(2003年11月24日現在)参照。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/pdfs/jinken_j.pdf>
- (15) Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery, Geneva, 7 September 1956, 226 U.N.T.S. 3.
- (16) Forced Labor Convention, 39 U.N.T.S. 55.
- (17) Abolition of Forced Labour Convention, 320 U.N.T.S. 291.
- (18) Worst Forms of Child Labour Convention (ILO No.182), 38 I.L.M. 1207(1999).
- (19) International Covenant on Civil and Political Rights, New York, 16 December 1966, 999 U.N.T.S. 171.
- (20) Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, New York, 18 December 1979, 1249 U.N.T.S. 13.
- (21) International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, New York, 16 December 1966, 993 U.N.T.S. 3.
- (22) Convention on the Rights of the Child, New York, 20 November 1989, 1577 U.N.T.S. 3.
- (23) Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict, G.A. Res. 54/263, Annex I, 54 U.N. GAOR Supp. (No.49) at 7, U.N. Doc. A/54/49, Vol. III (2000).
- (24) Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography, G.A. Res. 54/263, Annex II, 54 U.N. GAOR Supp. (No.49) at 6, U.N. Doc. A/54/49, Vol. III (2000).
- (25) International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members

- of Their Families, G.A. res. 45/158, annex, 45 U. N. GAOR Supp. (No.49A) at 262, U.N. Doc. A/45/49 (1990).
- (26) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime, G.A. res. 55/25, annex II, 55 U.N. GAOR Supp. (No.49) at 60, U.N. Doc. A/45/49 (Vol. I) (2001). 人身取引補足議定書を中心に、国際組織犯罪防止条約と3つの補足議定書を説明したものとして、次の文献を参照。Ann Gallagher, "Human Rights and the New UN Protocols on Trafficking and Migrant Smuggling: A Preliminary Analysis", *Human Rights Quarterly*, Vol. 23, No.4, 2001, pp.975-1004.
- (27) 国際組織犯罪条約の主要な規定は、3つの補足議定書に適用される。締約国は、議定書のどれかを批准する前に本体条約を批准しなければならない。本体条約は、国境を越える組織犯罪により効果的に対処するための国際的な協力を促進するためのものである。この条約は、犯罪が国境を越える性格を有し、組織犯罪である場合に、1)組織犯罪への参加、2)汚職、3)マネーロンダリング、4)司法妨害、5)重大犯罪(4年の拘禁刑以上の犯罪)の5つの犯罪の国内法化を義務づける。また、国家法執行機関間の情報の流通と協力の向上を定める。さらに、締約国は、国境を越える組織犯罪の被害者に予算の範囲内で支援・保護を提供しなければならない。
- (28) Human Rights Watch, "OWED JUSTICE : Thai *Woman Trafficked into Debt Bondage in Japan*" (2000).
- (29) Act of Oct. 28, 2000, Pub. L. No.106-386, Division A, 114 Stat. 1466.
- (30) Department of State, "Trafficking in Persons Report"は、2001年より毎年6月前後に公表されている。<<http://www.state.gov/g/tip/rls/>>
- (31) 本文では海外からの指摘を紹介したが、日本国内にも被害者支援活動をしている弁護士による詳細な指摘がある。吉田容子「第3章 人身売買の加害者取り締まりに関する国内法制度と問題点」京都YWCA・APT編注(4)前掲書。
- (32) 風俗営業法第18条の2第1項第2号で、高額債務を負担させている従業員の旅券等の保管を禁止する規定が設けられているが、労働関連法にはこうした規定は設けられていない。
- (33) 同報告書は、自国である米国については評価の対象としていない。国務省は国外を管轄する省であるためである。米国自身については、司法省が中心となって関係省庁と共同で作成した次の評価報告書が、2003年8月に公表された。Department of Justice, "Assessment of U.S. Activities to Combat Trafficking in Persons", 2003. 8. これは、米国自身について評価した最初の報告書である。国務省の担当者によれば、今後はできれば毎年、米国外の報告書と米国内の報告書の2本を公表していきたいとのことである(2004. 3.10著者インタビュー)。
- (なかがわ かおり・海外立法情報課)